

情報倶楽部

2023年3月

No. 263

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

相続税

★ 相続開始前の贈与

Q. 令和5年の税制改正では、相続開始前の贈与の持ち戻しの期間が改正されるとか。どのようなになるのですか？

A. 相続税では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産があるときは、その贈与により取得した財産の価額をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることになっています。

そして、この場合の相続税の課税価格に算入する贈与財産の価額は、相続時の価額ではなく、贈与時の価額によることとされています。

令和5年の税制改正では、資産移転の時期に対する中立性を高めていくという観点から、相続財産に加算する期間がこの3年から7年に延長されることとなりました。

ただし、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産(相続開始前3年超7年以内の財産)については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が加算対象となります。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます(加算期間が順次延長されます)。

例えば令和9年相続開始の場合は過去4年

令和9年1月相続開始 令和8年1月から令和6年1月贈与・・・過去3年

令和9年12月相続開始 令和8年12月から令和6年1月贈与・・・過去3年11月

例えば令和10年相続開始の場合は過去5年

令和10年1月相続開始 令和10年1月から令和6年1月贈与・・・過去4年

令和10年12月相続開始 令和10年12月から令和6年1月贈与・・・過去4年11月

例えば令和12年相続開始の場合は過去7年

令和12年1月相続開始 令和12年1月から令和6年1月贈与・・・過去6年

令和12年12月相続開始 令和12年12月から令和6年1月贈与・・・過去6年11月

よって令和5年中の贈与財産は現行の過去3年の贈与となります
令和9年相続開始の場合贈与財産の加算の対象にはなりません。

令和5年度税制改正の大綱 21 ページ

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf

所得税

★ 納税地の特例等に関する手続きの変更

Q. 納税地の特例等に関する手続きが変更になったそうですが、どのようになったのですか？

A. 納税地に関する届出は、これまでは、次のように取り扱われていました。

【異動】

納税地に異動があった場合は、異動前の納税地の所轄税務署長に「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出しなければならない。

【変更】

① 国内に住所のほか居所を有する納税義務者は、その住所地に代えてその居所地を納税地にすることができる。

② 住所地又は居所地以外の場所に事業所等を有する納税義務者は、その事業所等の所在地を納税地とすることができ、その適用を受けようとする場合は、変更前の納税地の所轄税務署長に対し、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出しなければならない。

これが、令和4年の税制改正によって令和5年1月1日以降の異動については、次のような取扱いとなりました。

① 納税地の異動がある場合は、異動後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載します。

② 納税地の変更を行う場合は、変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載します。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022012-068.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2091.htm>

消費税

★ 株式売買と消費税

Q. 投資目的で株式売買を行っています。個別対応方式で仕入税額控除を計算する場合、課税仕入の取扱いはどうなりますか？

A. 株式売買に伴う課税仕入は、次のように取り扱われます。

① 委託売買手数料

株式を売却する際の委託売買手数料は、株式の譲渡のための費用ですから、非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価に該当し、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合は仕入税額控除の対象にはなりません。

一方、株式を購入する際の委託売買手数料は、配当金を得るための支払対価というよりも、後日における売却のための取得に要する支払対価と認められますから、非課税売上げにのみ要する課税仕入れに係る支払対価に該当することとなります。

② 投資顧問料

投資顧問業者に支払う投資顧問料は、委託売買手数料と同様に非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価となります。

③ 保護預り料

保護預り料は、後日の売却のための支出ですから、非課税売上げにのみ要する課税仕入れの支払対価となります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/19/06.htm>

国 税 通 則 法

★ 加算税制度の見直し

Q. 令和5年の税制改正では、加算税制度が見直されたとか。どのようになるのですか？

A. 令和5年の税制改正では、加算税制度が見直され、次のようになることとなりました。

- ① 無申告加算税の割合（現行は15%、ただし納付すべき税額が50万円を超える部分は20%）を納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。 ※調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知（更正予知）する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行は10%、ただし納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）については、この納付すべき税額が300万円をこえる部分に対する税額を25%とする。
- ② 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に10%加重する措置の対象に、期限後申告もしくは修正申告又は更正もしくは決定（期限後申告等）があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度に無申告加算税もしくは重加算税を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。

令和5年度税制改正の大綱 9 1 ページ

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf